医療法人中屋覚志会 津田介護医療院 運営規程

(事業目的)

第1条 医療法人中屋覚志会が設置する津田介護医療院(以下、「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービス(以下、「当該サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って当該サービスを提供するように努めるものとする。
- 3 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 5 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 施設は、当該サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に 規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め るものとする。
- 7 前5項のほか、「枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を 定める条例」(平成30年枚方市条例第2号)に定める内容を遵守し、事業を実施する ものとする。

(施設の名称等)

- 第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 医療法人中屋覚志会 津田介護医療院
 - (2) 所在地 大阪府枚方市津田北町三丁目30番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(津田病院長と兼務)
 - (2) 医師 3名(常勤3名、津田病院に配置)

医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。また、医師は、入所者の病状が急変した場合においても速やかに

診察を行う体制を確保するため、宿直を行う。

- (3) 薬剤師 1名以上(常勤1名以上、津田病院に配置)薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。
- (4) 看護職員 2名以上

看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の 提供に当たる。

- (5) 介護職員 2名以上 介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。
- (6) 管理栄養士 1名(非常勤1名)栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。
- (7) 理学療法士 1名以上(常勤1名以上、津田病院に配置) 理学療法士は、医師等その他の職種のものと共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
- (8) 介護支援専門員 1名(非常勤1名) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

(施設の利用定員)

- 第5条 施設の入所定員は、10名とする。

(介護医療院サービスの内容)

- 第6条 当該サービスの内容は、次のとおりとする。
 - (1) 施設サービス計画の作成
 - (2) 診療
 - (3) 入浴
 - (4) 排せつ
 - (5) 褥瘡の予防
 - (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
 - (7) 食事
 - (8) 機能訓練
 - (9) 相談、援助
 - (10) レクレーション行事
 - (11) 栄養管理
 - (12) 口腔衛生の管理

(利用料等)

第7条 当該サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。

- 2 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。朝食 500円 昼食 500円 夕食 500円
 - (2) 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。従来型個室 1,640円/日 多床室 370円/日
 - (3) その他、当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常 必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるもの の実費について徴収する。
- 3 前項(1)及び(2)について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又その家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 当該サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に 署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により 説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない当該サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した当該サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又は家族に対して交付する。

(要介護認定に係る援助)

- **第8条** 施設は、当該サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の 申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者 の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

- 第9条 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを 提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切 な措置を講ずる。
- 2 施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、当該サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の

把握に努めるものとする。

- 4 施設は、入所者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。
- 5 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名 称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。 (衛生管理等)
- 第10条 施設は、当該サービスを提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第11条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 施設は、入所者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、 入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 施設は、入所者に対する当該サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力病院等)

- 第12条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。
- 2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。 (非常災害対策)
- 第13条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画 を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避 難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第14条 施設は、当該サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、提供した当該サービスの提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した当該サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの ためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 施設が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での当該サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置 を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、当該サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第17条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。 やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3ヶ月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(地域との連携)

- 第18条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との連携に努める。
- 2 施設は、その運営にあたっては、提供した当該サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する 事業に協力するよう努めるものとする。

(BCPの策定等)

- 第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する当該サービスの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下、「BCP」という。)を策定し、当該BCPに従い必要な措置を講じるものと する。
- 2 施設は、従業者に対し、BCPについて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じてBCPの変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第20条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 施設は、適切な当該サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的 な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えた ものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な 措置を講じるものとする。
- 5 施設は、当該サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人中屋覚志会と施設の 管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1. この規程は、令和6年2月1日から施行する。
- 2. この規程は、令和6年10月1日から一部改定施行する。